

平成 2 0 年第 1 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会 期 3 月 5 日～3 月 2 8 日：2 4 日間)

3 月 5 日	水	開 議 午前 1 0 時		1. 会期の決定 2. 同意案第 1 号 3. 承認第 1 号、第 2 号 4. 諮問第 1 号、第 2 号 5. 議案第 1 号～第 2 8 号 6. 意見書案第 1 号 「 議案上程・提案理由等説明 」 「 質疑・討論・採決 」
3 月 6 日	木	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問 2. 議案第 1 号～第 2 8 号 「 質疑・討論・採決 」 「 委員会付託 」
3 月 7 日	金	休 会	委 員 会	
3 月 8 日	土	休 会		
3 月 9 日	日	休 会		
3 月 1 0 日	月	休 会	委 員 会	
3 月 1 1 日	火	休 会	委 員 会	
3 月 1 2 日	水	休 会	委 員 会	
3 月 1 3 日	木	開 議 午前 1 0 時		1. 議案第 1 号～第 7 号、第 2 2 号・第 2 3 号 議案第 2 5 号・第 2 6 号・第 2 8 号 [委員長報告・質疑・討論・採決]
3 月 1 4 日	金	休 会	委 員 会	
3 月 1 5 日	土	休 会		
3 月 1 6 日	日	休 会		
3 月 1 7 日	月	休 会	委 員 会	
3 月 1 8 日	火	休 会	委 員 会	
3 月 1 9 日	水	休 会	委 員 会	
3 月 2 0 日	木	休 会		
3 月 2 1 日	金	休 会	委 員 会	
3 月 2 2 日	土	休 会		
3 月 2 3 日	日	休 会		
3 月 2 4 日 ～ 3 月 2 6 日	月 ～ 水	休 会	委 員 会	
3 月 2 7 日	木	休 会		
3 月 2 8 日	金	開 議 午前 1 0 時		1. 議案第 8 号～第 1 8 号 2. 意見書案第 2 号～第 6 号 3. 追加議案 「 委員長報告・議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論及び採決 」

諸 般 の 報 告

第1回中間市議会定例会

平成20年3月5日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から1月4日、16日、28日、2月7日、14日、26日付でそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成19年度10月分～12月分 |
| (2) 病院事業会計 | 平成19年度10月分～12月分 |
| (3) 水道事業会計 | 平成19年度10月分～12月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から12月12日、26日、1月9日、2月6日、20日付で受領した。

記

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 保護課 | 平成17年度、平成18年度 |
| (2) 人権男女共同参画課 | 平成17年度、平成18年度 |
| (3) 教育総務課 | 平成17年度、平成18年度 |
| (4) 学校教育課 | 平成17年度、平成18年度 |
| (5) 議会事務局 | 平成17年度、平成18年度 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、公の施設の指定管理者監査報告書を下記のとおり監査委員から12月12日付で受領した。

記

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 中間市文化振興財団 | 平成17年度、平成18年度 |
|---------------|---------------|

4. 公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画についての報告書を市長から2月22日付で受領した。

(意見書の提出)

平成19年12月20日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- (1) 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書
- (2) 地方財政の充実・強化を求める意見書
- (3) メディカルコントロール体制の充実を求める意見書
- (4) 「沖縄戦」をめぐる教科書検定に関する意見書

平成20年 第1回 3月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成20年 3月 5日 (水曜日)

議事日程 (第1号)

平成20年 3月 5日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 同意案第1号 副市長の選任について

(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

(日程第3～日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 5 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第 6 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

(日程第5～日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 7 第1号議案 平成19年度中間市一般会計補正予算 (第4号)

日程第 8 第2号議案 平成19年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第5号)

日程第 9 第3号議案 平成19年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
4号)

日程第10 第4号議案 平成19年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第1号)

日程第11 第5号議案 平成19年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第
4号)

日程第12 第6号議案 平成19年度中間市水道事業会計補正予算 (第1号)

日程第13 第7号議案 平成19年度中間市病院事業会計補正予算 (第3号)

(日程第7～日程第13 提案理由説明)

日程第14 第24号議案 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例

日程第15 第28号議案 中間市後期高齢者医療に関する条例

(日程第14～日程第15 提案理由説明)

日程第16 第19号議案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

日程第17 第20号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例

日程第18 第21号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

日程第 19 第 22 号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する
条例

日程第 20 第 23 号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

日程第 21 第 25 号議案 中間市介護保険条例等の一部を改正する条例

日程第 22 第 26 号議案 中間市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改
正する条例

(日程第 16～日程第 22 提案理由説明)

日程第 23 第 27 号議案 字の区域及び名称の変更について

(日程第 23 提案理由説明)

日程第 24 第 8 号議案 平成 20 年度中間市一般会計予算

日程第 25 第 9 号議案 平成 20 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算

日程第 26 第 10 号議案 平成 20 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算

日程第 27 第 11 号議案 平成 20 年度中間市地域下水道事業特別会計予算

日程第 28 第 12 号議案 平成 20 年度中間市公共下水道事業特別会計予算

日程第 29 第 13 号議案 平成 20 年度中間市老人保健特別会計予算

日程第 30 第 14 号議案 平成 20 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算

日程第 31 第 15 号議案 平成 20 年度中間市介護保険事業特別会計予算

日程第 32 第 16 号議案 平成 20 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 33 第 17 号議案 平成 20 年度中間市水道事業会計予算

日程第 34 第 18 号議案 平成 20 年度中間市病院事業会計予算

(日程第 24～日程第 34 提案理由説明)

日程第 35 意見書案 道路整備に関する必要な財源の確保についての意見書
第 1 号

(日程第 35 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 36 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 中家多恵子君

2 番 佐々木晴一君

3 番 安田 明美君

4 番 植本 種實君

5 番 宮下 寛君

6 番 青木 孝子君

7 番 原田 隆博君

8 番 井上 太一君

9 番 掛田るみ子君

10 番 草場 満彦君

1 1 番 中尾 淳子君

1 3 番 上村 武郎君

1 5 番 山本 慎悟君

1 7 番 片岡 誠二君

1 9 番 米満 一彦君

1 2 番 古野 嘉久君

1 4 番 井上 久雄君

1 6 番 堀田 英雄君

1 8 番 下川 俊秀君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	山崎 義弘君
教育長	………	船津 春美君	総務部長	………	柴田 芳夫君
市民部長	………	中野 諭君	保健福祉部長	………	田中 茂徳君
教育部長	………	牧野 修二君	上下水道局長	………	小南 哲雄君
市立病院事務長	…	藤井 紀生君	消防長	………	一田 健二君
建設産業部長事務心得	………				栢野 広行君
経営企画課長	………	小島 一行君	総務課長	………	白尾 啓介君
人権男女共同参画課長	………				渡辺 恭男君
こども育成課長	…	溝口 悟君	介護保険課長	………	伊東 久文君
健康増進課長	………	中尾三千雄君	産業振興課長	………	増田令次郎君
下水道課長	………	佐藤 満洋君	教育総務課長	………	中村信一郎君
営業課長	………	舟越 義光君	市立病院課長	………	成光 嘉明君
財政課長補佐	………	高橋 洋君	市民課長補佐	………	内山 清美君

事務局出席職員職氏名

局長	谷川 博君	次長	植木 建一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しております。これより平成20年第1回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月28日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は24日間と決しました。

日程第2. 同意案第1号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、同意案第1号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第1号副市長の選任について、提案理由を申し上げます。

現在の副市長であります山崎義弘氏から、本年2月25日付で退職の申し出がありました。

山崎副市長は、県からの割愛職員として平成17年8月1日付で本市の助役に就任していただき、その後、平成19年4月1日付で副市長に就任後、今日まで私の右腕として支えていただきましたが、県との協議により任期を1年4カ月残し、本年3月31日をもって退任されることになりました。

このことから、後任に小南哲雄氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により市議会の同意を求めるものであります。

なお、議会の同意をいただきましたならば、小南氏の副市長就任は、本年4月1日といたしたいと考えております。

ご同意のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

ただいま提案のありました副市長選任について、日本共産党議員団を代表して討論を行います。

副市長の職務は、中間市の代表者であり、また市を統轄する市長を補佐し、市長の補助機関たる職員の担任する事務を監督すると同時に、市長の代理も務めなければならないという重大な責務を負っています。

さて、中間市という地方自治体は、地方自治法第1条に「地方自治の本旨に基づいて」「民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに」「健全な発展」を保障することを規定されています。さらに、第2条3項に「住民の安全、健康及び福祉」の保持することが求められています。

そして、これらの「法」の大前提として「主権は国民にある」とする日本国憲法があるのは言うまでもありません。

副市長による市長の補佐は、こうした立場に立って行われるべきものであります。

現市長の在任期間、副市長がどのような姿勢でこの任務に取り組んでいくのか、見守るという点から態度を留保し、白紙投票とするものであります。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありますか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ご承知のように、地方自治法は副市長の職務について、普通地方公共団体の長を補佐し、長に事故があるとき、また長が欠席されたときは、その職務を代理すると定めており、地方公共団体にとって極めて重要な職務であります。憲法と地方自治法を遵守すること、また地方自治体を発展させ、市民に奉仕することを貫く意志を持っていただきたい。それを

信じて賛成といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これで討論を終結いたします。

これより同意案第1号副市長の選任についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（井上 太一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼において順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	佐々木晴一議員
3 番	安田 明美議員	4 番	植本 種實議員
5 番	宮下 寛議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	原田 隆博議員	9 番	掛田るみ子議員
10 番	草場 満彦議員	11 番	中尾 淳子議員

1 2 番	古野 嘉久議員	1 3 番	上村 武郎議員
1 4 番	井上 久雄議員	1 5 番	山本 慎悟議員
1 6 番	堀田 英雄議員	1 7 番	片岡 誠二議員
1 8 番	下川 俊秀議員	1 9 番	米満 一彦議員

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に草場満彦君及び中尾淳子さんを指名いたします。よって、両君の立ち合いを願います。

（開票）

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成16票、反対2票、以上のとおり賛成多数であります。よって、同意案第1号については、これを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3. 諮問第1号

日程第4. 諮問第2号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第3、諮問第1号及び日程第4、諮問第2号の諮問2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

諮問第1号から諮問第2号までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員であります有馬周子氏の任期が、平成20年6月30日で満了となります。

つきましては、法務大臣より福岡法務局長を通じ、候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という、広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を、引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員であります越智信一氏の任期が、平成20年6月30日で満了となります。

同氏におかれましては、16年にわたってご活躍いただきましたが、今期限りで辞任されることになりました。

同氏の長年にわたるご尽力につきましては、深く感謝いたしているところでございます。

つきましては、同氏の後任につきまして法務大臣より福岡法務局長を通じ、候補者の推薦依頼がございましたので、後任といたしまして、社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられる新田鶴雄氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(井上 太一君)

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(井上 太一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼において順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	佐々木晴一議員
3 番	安田 明美議員	4 番	植本 種實議員
5 番	宮下 寛議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	原田 隆博議員	9 番	掛田るみ子議員
10 番	草場 満彦議員	11 番	中尾 淳子議員
12 番	古野 嘉久議員	13 番	上村 武郎議員
14 番	井上 久雄議員	15 番	山本 慎悟議員
16 番	堀田 英雄議員	17 番	片岡 誠二議員
18 番	下川 俊秀議員	19 番	米満 一彦議員

.....

○議長(井上 太一君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(井上 太一君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中家多恵子さん及び米満一彦君を指名いたします。よって、両君の立ち合いを願います。

(開票)

○議長(井上 太一君)

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成17票、反対1票、以上のとおり賛成多数であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意されました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(井上 太一君)

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(井上 太一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼において順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

1 番	中家多恵子議員	2 番	佐々木晴一議員
3 番	安田 明美議員	4 番	植本 種實議員
5 番	宮下 寛議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	原田 隆博議員	9 番	掛田るみ子議員
1 0 番	草場 満彦議員	1 1 番	中尾 淳子議員
1 2 番	古野 嘉久議員	1 3 番	上村 武郎議員
1 4 番	井上 久雄議員	1 5 番	山本 慎悟議員
1 6 番	堀田 英雄議員	1 7 番	片岡 誠二議員
1 8 番	下川 俊秀議員	1 9 番	米満 一彦議員

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、立会人に佐々木晴一君及び下川俊秀君を指名いたします。よって、両君の立ち合いを願います。

(開票)

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 8 票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 1 6 票、反対 2 票、以上のとおり賛成多数であります。よって、諮問第 2 号は原案のとおり同意されました。

日程第 5. 承認第 1 号

日程第 6. 承認第 2 号

○議長（井上 太一君）

これより日程第 5、承認第 1 号及び日程第 6、承認第 2 号の専決処分 2 件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第1号訴訟上の和解について、及び承認第2号平成19年度中間市病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、訴訟上の和解について、ご説明を申し上げます。

平成14年3月22日に、中間市立病院整形外科におきまして、10年来腰痛のある患者の方に対し、椎間板ヘルニアの内視鏡手術を施行いたしましたが、その後、馬尾神経が損傷されたとのことにより、両下肢不全麻痺及び膀胱直腸障害を発症したとして、平成17年6月に損害賠償請求訴訟が提起された事件につきまして、福岡地方裁判所小倉支部から「中間市から訴訟の相手方に対し、和解金として1,400万円を支払う」内容の和解勧告を受けたことに伴いまして、本市が加入しております損害保険会社において、本和解案であります1,400万円全額について、保険金による填補を行う判断をいたしましたことから、本年2月22日の裁判期日におきまして和解を行うに当たり、同月15日付で1,400万円の支払い義務を認めるなどの和解事項について専決処分といたしました。

次に、平成19年度中間市病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、先にご説明いたしました訴訟上の和解に伴い、損害保険会社からの保険金の受け入れを行い、また支出につきましては、訴訟の相手方の代理人弁護士に支払うことによるものでございます。

収入につきましては、病院事業収益の医業外収益1,400万円の増額補正を計上し、また支出につきましては、病院事業費用1,400万円の増額補正を計上するものでございます。

以上について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについてを、起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについてを、起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第 7. 第1号議案

日程第 8. 第2号議案

日程第 9. 第3号議案

日程第10. 第4号議案

日程第11. 第5号議案

日程第12. 第6号議案

日程第13. 第7号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第7、第1号議案から日程第13、第7号議案までの平成19年度各会計補正予算7件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第1号議案から第7号議案までは関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

平成19年度中間市一般会計補正予算（第4号）につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算におきましては、国の公債費負担対策として、現下の厳しい地方財政の

状況や低金利状況を勘案し、総人件費の削減など行財政改革を行っている地方公共団体に対しまして、過去に高金利で借り入れた政府財政融資資金について、補償金なしの繰上償還を認めることとなりましたことに基づきまして、本市が借り入れております金利7%以上の政府資金2,530万円の繰上償還と、その財源として福岡県が貸付を行います無利子の「市町村応援元気フクオカ資金」を借り入れるための市債2,530万円を計上いたしております。

この借り換え措置によりまして、今後、支払い予定利息200万円の財政負担が軽減されることになります。

さらに、本年度最後の補正となることから、各事業の確定に伴います予算の調整が主なものでございます。

具体的な歳出におきましては、議会費におきまして、昨年3月議会で議決をいただきました市政調査研究費交付金の5月分以降の廃止に係る予算の400万円を減額計上いたしております。

総務費におきましては、退職手当組合負担金2,760万円を減額し、人件費につきましては、一般会計全体で3,980万円の減額を計上いたしております。

民生費では、制度改正により、受給者に係る人工透析関係費が、生活保護費から身体障害者自立支援医療費へ移行しましたことから、新たに5,960万円を計上するとともに、児童手当及び児童扶養手当対象者の減少によりまして3,290万円の減額を計上いたしております。また、生活保護費におきましては、生活扶助費で被保護者の減少により3,600万円を減額いたしておりますが、医療扶助費におきましては、受診率の増加により5,300万円の増額を計上いたしております。特別会計への繰出金につきましては、給付費、事務費等の精算により国民健康保険事業に140万円、介護保険事業に2,850万円、老人保健事業に1,090万円をそれぞれ増額計上いたしております。

衛生費におきましては、遠賀・中間地域広域行政事務組合負担金につきましては、組合の塵芥処理施設の閉鎖に伴う積立金の還付やごみの減量化などにより6,260万円の減額を計上いたしております。

土木費では、債務負担行為として、蓮花寺ぼた山線縦貫道路整備事業に係る都市計画決定委託料の経費として、債務負担行為の期間を平成19年度から平成21年度までとし、限度額760万円を計上いたしております。また、犬王古月線や仮家大膳橋線の県街路事業につきましては、県事業の進捗の遅れにより4,000万円の負担金を減額計上いたしております。

教育費では、中間東中学校の耐震診断委託料等で800万円を減額計上いたしております。

次に、歳入につきましては、国庫支出金480万円を増額、県支出金1,280万円を減額し、市債につきましては、本年度から新たに退職手当債4億1,750万円と減収補

てん債2,820万円の借り入れを行い、事業確定分の減額とあわせまして4億2,200万円を計上し、基金の取り崩しの抑制を図っております。

以上により、歳入歳出とも7,240万円の減額の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ161億7,523万円とするものでございます。

次に、第2号議案平成19年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、総務費70万円、保険給付費20万円、医療制度改革による調整交付金システムの改修費30万円、平成18年度療養給付費負担金等返還金として、諸支出金5,230万円の増額予算を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、国民健康保険税の4,300万円の減額、他会計繰入金140万円及び諸収入9,520万円の増額予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも5,300万円増額の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,991万円とするものでございます。

次に、第3号議案平成19年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、水洗化人口の増加により、流域下水道処理負担金を200万円増額し、流域下水道処理負担金の増収に伴い、下水道維持管理負担金600万円、県施工の流域下水道建設費の確定により、流域下水道事業費負担金を100万円、それぞれ減額するものでございます。

次に、歳入におきましては、一般会計繰入金を518万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出とも498万円減額の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億87万円とするものでございます。

次に、第4号議案平成19年度中間市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、医療費の増嵩により、医療諸費として1億3,100万円を計上いたしております。

歳入につきましては、支払基金交付金6,500万円、国庫支出金4,300万円、県支出金1,000万円、一般会計からの繰入金1,000万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも1億3,100万円増額の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,235万円とするものでございます。

次に、第5号議案平成19年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を申し上げます。

保険事業勘定の歳出予算における主なものといたしましては、保険給付費におきまして介護サービス等諸費で居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の予算に不足が生じたことから、1億3,261万円を増額いたしております。

地域支援事業費におきましては、介護予防事業費で特定高齢者施策事業の対象者及び参加者が当初の見込みより減少し、また、一般高齢者施策事業につきましても、生活管理指導員派遣事業委託の対象者が見込みより減少したことによりまして、1,137万円を減額いたしております。

また、総務費におきましても、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料を170万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしまして、歳出の保険給付費の増額に伴い、国庫支出金を4,300万円、支払基金交付金を1,984万円、県支出金を2,052万円、一般会計からの繰入金を2,858万円増額し、歳入歳出とも1億9,346万円増額の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,112万円とするものでございます。

次に、第6号議案平成19年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、総務省からの平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づく、公営企業債の繰上償還措置に伴うものでございます。

その内容といたしましては、昭和54年度から昭和59年度までの第6次及び第9次拡張事業で、財務省財政融資資金から借り入れました年利7%以上の起債を償還するものがあります。

一括繰上償還に伴う償還額は、1億7,575万6,000円で、この繰上償還により今後7年間で3,242万1,000円の利息の軽減を見込んでおります。

したがって、16款資本的支出、第6項の企業債償還元金を1億7,575万6,000円増額し、3億8,886万3,000円としております。資本的支出の総額を7億5,707万円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の増額分1億7,575万6,000円につきましては、減債積立金より全額補てんする予定でございます。

なお、この補償金免除による繰上償還は、中間市行財政集中改革プランをもとに、給与の抑制や職員数の削減等を内容とした経営健全化計画を策定し、このたび総務大臣の承認を受けたもので、ご報告をいたします。

次に、第7号議案平成19年度中間市病院事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、収入につきましてご説明を申し上げます。

病院事業収益における入院収益で1億7,180万円の減額補正を計上し、また、外来収益で2,100万円を、また医師派遣による収益で560万円の増額補正を計上いたしております。

その主な理由といたしまして、当初予定しておりました入院患者数の減少と内科及び整形外科の外来収益の増加によるものであります。

次に、支出につきましては、病院事業費用における医業費用１億４，３００万円と医業外費用２２０万円の減額補正を計上いたしております。

その内容といたしましては、医師の人事異動による給与費７，９００万円、材料費３，５００万円及び経費２，９００万円の減額をいたすものでございます。

その結果、病院事業収益及び病院事業費用をそれぞれ１億４，５２０万円の減額補正をいたしております。

以上、補正予算の概要を申し上げます。ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております平成１９年度各会計補正予算７件に対する質疑は、３月６日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第１４．第２４号議案

日程第１５．第２８号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第１４、第２４号議案及び日程第１５、第２８号議案の条例改正等２件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第２４号議案及び第２８号議案の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第２４号議案健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成１８年６月に公布されました「健康保険法等の一部を改正する法律」の一部が、本年４月１日に施行されることに伴いまして、関係する条例を改正するものでございます。

その主な内容といたしましては、同法律の中で「老人保健法」の一部改正が行われ、同法の題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められることから、関係条例中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、また、保険者による特定健康診査の実施、後期高齢者医療制度などが施行されることにより、関係条例の条項の整理を行うものでございます。

さらに、高齢者の医療の確保に関する法律第１３６条の規定によりまして、後期高齢者医療広域連合または後期高齢者医療給付を受ける者に対し、条例で定めるところによりまして、被保険者または被保険者であった者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができることとされたため、同条の規定に該当する者を中間市手数料条例第５条第２項の手数料を徴収しない対象者として加えるものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に合わ

せ、本年４月１日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第２８号議案中間市後期高齢者医療に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、本年４月１日に施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」において後期高齢者医療制度が開始されることに伴いまして、本市が行う保険料徴収事務の取り扱い等に関し、同法律第１０９条及び第１１５条第２項の規定により制定するものでございます。

本条例の内容といたしましては、第１条及び第２条におきましては、本市が行う事務の内容について、第３条から第８条までにおきましては、保険料を徴収すべき被保険者の範囲、保険料の納期などについて、第９条から第１１条までにおきましては、保険料の徴収に係る必要な調査に対し、文書等の提出をしない者、虚偽の答弁を行った者または偽り等により保険料の徴収を免れた者に対する罰則について規定するものでございます。

また、附則におきましては、第２条において、法施行後の激変緩和措置に係る平成２０年度における普通徴収の納期の特例を、第４条では、中間市事務分掌条例における保健福祉部の事務分掌に「後期高齢者医療に関すること」を加えるとした同条例の一部改正を規定するものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、後期高齢者医療制度が開始される本年４月１日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正等２件に対する質疑は、３月６日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第１６．第１９号議案

日程第１７．第２０号議案

日程第１８．第２１号議案

日程第１９．第２２号議案

日程第２０．第２３号議案

日程第２１．第２５号議案

日程第２２．第２６号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第１６、第１９号議案から日程第２２、第２６号議案までの条例改正７件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第１９号議案から第２６号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第１９号議案中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正の主な内容は、現在、市民課窓口における印鑑登録申請に係る様式といたしまして、印鑑登録を行うときに使用する「印鑑登録申請書」や印鑑登録証が著しく汚染または毀損したときに使用する「印鑑登録証再交付申請書」等４種類の申請書を使用いたしておりますが、市民サービスの向上、事務の簡素化及びペーパーレス化を図るため、４月１日から、これらの様式を廃止して、「印鑑登録に関する申請（届出）書」等に統一するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第２０号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

改正の主な内容といたしましては、現在、戸籍事項の無料証明における根拠法が、条例第５条第２項に列記されておりますが、今回、上位法であります「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が新たに施行され、これに伴い、無料証明に係る根拠法が廃止及び追加されましたことから、条項の整理を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第２１号議案中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

職員の年次休暇につきましては、基準日を１月１日とした暦年管理で付与いたしております。しかしながら、一般的に職員の任用につきましては、採用日を４月１日とし、退職日を３月３１日とする年度管理による運用が通例でございます。

このことから、休暇制度と実際の任用実態とを整合させ、円滑な休暇制度の運用を図るため、現在の暦年管理を年度管理に移行し、その基準日を４月１日に改めるものでございます。

なお、職員の運用に準拠する嘱託職員の取り扱いにつきましても、今回の改正により同様に年度管理となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、第２２号議案中間市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、関係条例において必要な事項等を定めるものでございます。

改正の主な内容といたしましては、まず、職員が職務を完全に離れることなく育児を行

うことができるよう、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための期間において、短時間の勤務を認める育児短時間勤務の制度を設け、次に、部分休業の対象となる子の年齢を現行の3歳未満から小学校就学始期、始まる期でございますが、始期に達するまでに拡大するものでございます。

また、育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整につきまして、育児休業の期間のうち、勤務したものとみなす期間を求めるための換算率を現行の2分の1から育児休業していた全期間を引き続き勤務していたものとするものでございます。

なお、これらの改正につきましては、本年4月1日から実施するものでございますが、給与の調整につきましては、平成19年8月1日に遡及して適用することといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第23号議案中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、土手ノ内3区第2児童遊園、浄花町児童遊園、寿町第3児童遊園及び寿町第5児童遊園の4カ所の児童遊園を廃止することによるものでございます。

これらの児童遊園につきましては、少子高齢化により各町内会において児童遊園の利用及び維持管理について、さまざまな意見が出ておりましたので、平成19年9月1日付で町内会連合会及び都市整備課と連名におきまして、町内会へのアンケート調査を行いましたところ、3町内会から児童遊園の廃止の要望がございました。

このことによりまして、廃止の要望がありました児童遊園の現地調査等を行いましたところ、当該児童遊園におきましては、市民の利用がほとんどなく、住民の高齢化などによりまして町内会における日常の維持管理が困難であるものでございました。

また、土手ノ内3区第2児童遊園及び浄花町児童遊園の近隣には、それぞれ2カ所の児童遊園等が、また、寿町第3児童遊園及び寿町第5児童遊園近隣には4カ所の児童遊園が設置されており、これらのことを勘案した結果、児童遊園の廃止を行うものでございます。

児童遊園の廃止後は、広場として市が管理を行い、利用等の検討を行ってまいります。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第25号議案中間市介護保険条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの主な改正は、平成16年及び17年の税制改正により、公的年金等控除の縮小及び高齢者非課税限度額が廃止されたことから、平成18年度から平成19年度にかけて保険料が急激に上昇することのないよう、税制改正による保険料額に影響がある被保険者については、段階的に保険料を引き上げる激変緩和措置が講じられております。しかし、平成19年度までの激変緩和措置が講じられているとはいえ、保険料の上昇額が大きく、平成20年度において激変緩和措置を終了させると、保険料額はかなり上昇することとな

ります。

こうしたことから、平成２０年度におきましても、税制改正の影響を受ける被保険者については、激変緩和措置を継続することができるよう「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」が今年の１２月１２日に公布されました。

このことによりまして、福岡県下のすべての保険者は、この激変緩和措置を平成２０年度も延長する予定でございまして、本市も他の保険者と足並みをそろえ、同様の措置を講ずるものでございます。

この激変緩和措置の対象者は、約１，２７０人の予定でございまして、保険料収入の減少は約８００万円となります。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第２６号議案中間市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

農業委員会の選挙による委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、下限定数が廃止され、市町村が地域の実情に応じた定数を条例で定めることとされております。

現在、本市の農業委員会の選挙による委員の定数は１０人ですが、このたび農業委員会総会におきまして、川東地区の委員から、川東地区は市街化区域であることで宅地化が進み、農地が少なくなったことや、農業委員会総会における市街化区域内の農地転用案件につきましては、報告案件のみで、審査案件はないということなどから、選挙による委員定数を１人減とする提案が出され、承認されたところでございます。

以上によりまして、条例において規定しております選挙による委員の定数を「１０人」から「９人」に改正するものでございます。

なお、条例の施行日は、次の一般選挙の告示のあった日から施行するものといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正７件に対する質疑は、３月６日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２３．第２７号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第２３、第２７号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第２７号議案字の区域及び名称の変更について、提案理由を申し上げます。

今回、字の区域及び名称を変更する区域は、第４次住居表示事業において、住居表示の未実施である扇ヶ浦地区の一部の区域でございます。

このたび、当該区域におきまして、区画の整理が行われましたことに伴い、住居表示を実施するものでございますが、住居表示の実施に当たりましては、大字並びに字の区域及び名称を「大字中間字扇ヶ浦」から「扇ヶ浦２丁目」に変更する必要性が生じますことから、地方自治法第２６０条第１項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、住居表示の施行日は、平成２０年７月２８日を予定いたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第２７号議案に対する質疑は、３月６日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２４．第 ８号議案

日程第２５．第 ９号議案

日程第２６．第１０号議案

日程第２７．第１１号議案

日程第２８．第１２号議案

日程第２９．第１３号議案

日程第３０．第１４号議案

日程第３１．第１５号議案

日程第３２．第１６号議案

日程第３３．第１７号議案

日程第３４．第１８号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第２４、第８号議案から日程第３４、第１８号議案までの平成２０年度各会計予算１１件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第８号議案から第１８号議案までは関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第８号議案となります平成２０年度一般会計予算は、前年に引き続き行財政集中改革プランに沿った簡素で効率的な財政運営を目指すとともに、「元気な風がふくまちなかま」をスローガンに掲げ、市制施行５０周年記念事業を中心とした地域活性化対策、住みよいまちづくりのための環境対策事業として「環境の里づくり事業」や「曲川水質改善

事業」を推進することとし、「まちの元気は市民の元気」という活気にあふれるまちづくりを目指す予算編成といたしております。

特に、財政運営につきましては、ここ数年、回復基調続けておりました我が国の経済におきまして、原油の高騰など不安要因が生じておりまして、さらに昨今問題となっております中央と地方との格差につきましても、いまだ抜本的な解消策は示されず、地方におきましては税収の増収の見込みは少なく、地方財政は依然として厳しいものとなっております。

このような中、収入の根幹でございます地方交付税につきましては、国の地方財政対策におきまして地方再生対策費が盛り込まれ、格差是正策がとられたところでございますが、皆様ご承知のとおり、第1次産業人口の少ない本市の増加額は6,300万円にとどまるものと予測され、減額要因もありますことから、前年度決算額と同額程度を確保するにとどまるものと見込んでおります。

それでは、歳出の主なものをご説明いたします。

議会費におきましては、昨年3月議会におきまして市政調査研究費交付金の廃止の議決をいただき、本年度は交付金400万円を削減をいたしました。

総務費におきましては、職員人件費で、前年度と比較して6,200万円減額の7億1,800万円を、また、福岡県市町村退職手当組合負担金では5,200万円減額の4億5,900万円を計上いたしており、人件費につきましては、一般会計全体で2億3,500万円の減額となっております。このことは、団塊世代の退職者がピークを迎えている中、新規採用を可能な限り抑制し、職員数の削減を進めている効果だと考えております。

また、昭和33年11月1日に中間市制が施行されて以来、本年で50周年を迎えるに当たり「市民との協働」、「環境」、「映画のまち」をキーワードに、若者が集う「ミュージックイルミネーション」「ナイトシアター」や親子で楽しめる「名産品コンテスト」、また「ストリートパフォーマンス」、小中学生を対象といたしました「絵画コンテスト」や「野球招待試合」、高齢者が昔を懐かしむ「映像と写真で見る中間市のあゆみ」「映画で下る遠賀川」等11月1日のハーモニーホールでの記念式典を中心に、市民が心から楽しみ、祝うことができるさまざまな計画を予定し、この予算として1,100万円を計上し、総務費総額といたしまして16億8,600万円を計上いたしております。

民生費におきましては、乳幼児医療につきまして、平成18年度に公費負担の対象者を5歳未満までと2歳引き上げておりましたが、平成20年4月1日からは6歳到達時の小学校就学前までに引き上げるため、経費などといったしまして1,600万円増額の9,300万円を計上いたしております。また、人工肛門装着者の利用できるオストメイト対応トイレ、これを本庁ほか公共施設1カ所に設置し、生活の利便性の向上を図るとともに、中途失明者に生活訓練を指導するための経費などを計上いたしております。

特別会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業繰出金4億500万円、介護保険事業繰出金4億6,900万円を計上し、老人保健事業特別会計におきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、当該制度の保険者として福岡県広域連合が設立され、事業が移管されますことから、本市におきましては、新たに後期高齢者医療特別会計が設置されることになり、繰出金として1億400万円、また、老人保健特別会計は2年間の暫定事務を行うことから、本年度は4億6,600万円減額の5,300万円を計上いたしております。このように民生費全体の特別会計への繰出金の合計は、3億9,100万円減額の10億3,200万円となりますが、先ほど申しました福岡県広域連合への負担金として、新たに4億4,400万円の支出が必要となりますことから、実質的繰出金は5,100万円増額の14億7,600万円となり、依然増加傾向は続いております。

衛生費につきましては、冒頭で申しましたように、本年度は福岡県産炭地域振興センターから交付されます活性化基金助成金を利用し、環境対策事業を推進いたしたく、現在、市内各所で活動しておられます環境ボランティア団体を1カ所に結集し、団体相互の情報交換や交流を容易にすることで活動効果を増進するための拠点施設として「環境の里」を設置する経費2,800万円を計上いたしております。

また、遠賀・中間地域広域行政事務組合への負担金につきましては、起債の償還減などによりまして9,000万円減額の合計9億1,600万円となっております。

労働費におきましては、平成18年度末で特定地域開発就労事業が終息し、平成19年度は生活相談事業等を行っていましたが、平成19年度末をもちまして失業対策事業のすべてが終了することになりましたので廃項といたしております。本年度は新たに一般労働対策として労働諸費700万円を計上いたしております。

農林水産業費では、年次計画で実施しております農道整備や水路改修工事を引き続き施工する経費を計上するとともに、土木費で施工しております二タ股・東中牟田線道路改良事業に伴う農業用水ポンプ施設の移設の必要が生じたことから、当該事業とあわせて4,600万円を計上いたしております。農林水産業費総額として1億500万円を計上いたしております。

商工費では、地域振興対策として、筑前なかまやっちゃん祭りなどへの補助金1,200万円を計上し、ハーモニーホール前に一部整備しておりますイルミネーションをさらに拡大延長し、若者のみならず、全市民が集い、心を安らげる場所として、光のプロムナード化を図るための経費400万円を計上いたしております。

土木費におきましては、前年度に引き続き、塘ノ内砂山線外2路線道路改築事業を施工し、本年度は工事延長460メートルを整備する経費3億4,800万円を計上いたしております。このことで計画区間でございます590メートルのすべてを完了することになります。岩瀬東地域や吉田ぼた山地域、そのあたりの地域の利便性の向上を図るとともに、

中間大橋や二タ股・東中牟田線へと連携することで、川西地区の活性化を図るとともに、福岡県が施工予定の蓮花寺ばた山縦貫道路整備事業の促進にも寄与するものと期待をいたしております。

また、曲川周辺の環境改善を目的とした沿道の整備事業や植栽事業といたしまして700万円を計上させていただいております。都市公園の環境整備として通谷公園を初めといたします都市公園、これのトイレの水洗化工事、今年度は通谷公園でございますが、通谷公園トイレ水洗化工事2,500万円を計上いたしております。

このように土木費総額で、前年度と比較いたしまして1億8,800万円増額の14億8,600万円を計上いたしております。

消防費では、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業を活用いたしまして、災害被災者救助用テントを購入する経費400万円や弥生地区に防火水槽を設置する経費700万円など消防費総額4億6,000万円を計上いたしております。

教育費におきましては、年次計画として施工しております学校施設改善事業といたしまして、本年度は、中間北小学校のトイレ改修工事及び公共下水道接続工事と、中間東中学校のトイレ改修工事などを施工する経費4,700万円、中間小学校の屋内運動場改修工事の経費といたしまして2,400万円などを計上いたしております。さらに、生徒の安全確保対策の強化を図る経費といたしまして、昨年度に完了しました小学校の防犯カメラの設置に引き続き、本年度から中学校を対象に推進することや、新たに小中学校の施設や通学路の照度、明るさを増加し、防犯効果を高めるため、防犯灯の設置をする経費をあわせ100万円を計上いたしております。本市の小中学校耐震化計画に基づき実施しております耐震化事業につきましては、本年度は中間東中学校の耐震化工事の実施設計費600万円を計上いたしております。

また、ソフト面におきましても、学校教育の充実化を図るため、学習サポーター制度やADHD等支援を要する児童対策といたしまして特別教育指導支援員を2名配置する経費など100万円を計上いたしております。教育費総額で11億200万円を計上いたしております。

次に、一般会計の歳入予算でございますが、本市の歳入予算の根幹でございます市民税におきましては、法人市民税1,900万円、固定資産税1,700万円の増額など景気回復の気配がうかがえるものの、個人市民税1,000万円及びたばこ税2,300万円の減額などもございまして、市税全体では、ほぼ前年並みの44億1,500万円を計上いたしております。もう一つの柱でございます地方交付税につきましては、冒頭で述べましたように、地方再生対策費の増額はあったものの、事業費補正の減など減額要因もあり、結果的には前年度決算見込額を確保するものと予測され、総額44億8,800万円を計上いたしております。

国・県補助金につきましては、生活保護費の減少によりまして4,300万円、失業対

策事業の完全終息に伴う8,400万円、老人保健事業の制度改正に伴う600万円の減額に対しまして、乳幼児医療費1,000万円の増額や本年度新たに地方道路整備臨時交付金4,100万円や後期高齢者医療保険基盤安定負担金6,200万円などを計上し、総額34億2,800万円を計上いたしております。

基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金3億5,200万円の減額など総額で前年度と比較いたしまして4億8,000万円減額の4億1,900万円を計上させていただいております。

諸収入におきましては、地方公営企業等金融機構出資金助成金200万円、福岡県産炭地域振興センター活性化基金助成金5,700万円などを計上いたしております。

市債におきましては、退職手当債4億3,400万円を計上するとともに、建設事業債6億5,800万円や臨時財政対策債3億8,600万円など総額14億7,900万円を計上いたしております。

以上によりまして、平成20年度一般会計予算は、昨年度と比較いたしまして2億8,320万円の減額、率にいたしまして1.8%減の歳入歳出それぞれ総額158億420万円を計上いたしております。

次に、第9号議案平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業予算につきまして、提案理由を申し上げます。

本年度の予算編成は、退職者医療制度一部改正、老人保健拠出金の削減と後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等及び特定健康診査等の創設等の医療制度改革に伴いまして大幅に変更されております。

このようなことから、歳出は、保険給付費38億6,800万円、老人保健拠出金は1カ月相当分1億8,800万円、新設予算科目の後期高齢者支援金等につきまして5億3,200万円、前期高齢者納付金等に8億4,600万円でございます。

また、介護納付金2億5,600万円、共同事業拠出金6億4,400万円、保健事業費2,200万円、そのうち新設科目の特定健康診査等は1,600万円、その他事務的経費といたしまして1億円を計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、国民健康保険税10億2,900万円、内訳といたしまして、医療給付費分7億6,900万円、介護納付金分5,600万円、新設予算科目の後期高齢者支援金分2億300万円を計上し、また、国庫支出金14億900万円、療養給付費交付金4億4,900万円、前期高齢者交付金22億3,300万円、県支出金2億3,800万円、共同事業交付金6億3,300万円、繰入金4億500万円、諸収入等6,100万円をそれぞれ計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億6,095万円とするものでございます。

今後とも国民健康保険事業を取り巻く状況はさらに厳しさを増しておりますが、医療費

の適正化に向けて、なお一層の歳出の節減を行うとともに、保険税等歳入の確保に最大限努力して、制度の安定的な運営を図ってまいりたい所存でございます。

次に、第10号議案平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしまして、起債に伴う元利償還金といたしまして公債費を440万円計上いたしております。

また、この歳出に充当する歳入につきましては、公債費の利子に対する県の利子補給金といたしまして県支出金に200万円、貸付金の元利収入といたしまして諸収入に230万円計上いたしております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ443万円とするものでございます。

今後とも貸付金の徴収に最大限努力する所存でございます。

次に、第11号議案平成20年度中間市地域下水道事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理に要する経費5,600万円、両処理場の修繕及び光熱水費に要する経費2,200万円並びに事務処理に要する経費400万円を計上いたしております。

歳入の主なものといたしましては、下水道使用料9,300万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額は歳入歳出それぞれ9,318万円とするものでございます。

次に、第12号議案平成20年度中間市公共下水道事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、大辻蓮花寺幹線外25地区で実施する管渠築造工事9億5,000万円、実施設計業務及び認可変更設計業務の委託料9,000万円、ガス管及び水道管移設補償費の6,000万円、流域下水道処理負担金1億8,600万円、流域下水道事業建設費負担金5,400万円、公債費の元金償還金3億8,000万円、同じく利子償還金2億2,100万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては下水道受益者負担金8,900万円、下水道使用料2億5,500万円、一般会計繰入金4億9,300万円、下水道減債基金繰入金4,600万円、公共下水道事業費国庫補助金3億円、公共下水道事業債、起債でございます、8億600万円、流域下水道事業債5,000万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額は歳入歳出それぞれ20億6,395万円とするもので、前年度より1億5,928万円の減額となっております。この減額原因といたしましては、蓮花寺ポンプ場の売り払いに係る財産売却収入が平成19年度に完了したことによるもので、その他の内容につきましては、ほぼ前年度と変わりございません。また、財政状況の

厳しい中、今後も国庫補助事業を積極的に活用し、効率的な事業運営を図っていくよう努めていく所存でございます。

次に、第13号議案平成20年度中間市老人保健特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出といたしましては、総務管理費400万円、医療諸費5億9,700万円を計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、支払基金交付金3億円、国庫支出金1億9,600万円、県支出金4,900万円、一般会計繰入金5,300万円、諸収入100万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ6億122万円とするものでございます。昨年に比べ、予算総額が大幅に減少しております原因といたしましては、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されることによりまして、老人保健特別会計での医療給付が3月診療分の1カ月分のみとなっているためでございます。

次に、第14号議案平成20年度中間市公共用地先行取得特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

平成20年度におきましては、用地の取得計画はございませんが、平成17年度に取得いたしました用地の借入金の償還につきまして、前年度までの利息のみの償還に加え、本年度から元金の償還が始まりますことから、元金と利息をあわせて670万円の償還金を計上するとともに、公有財産購入費10万円を計上いたしております。この歳出に充当する歳入といたしましては、一般会計繰入金670万円及び市債10万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額は歳入歳出それぞれ687万円とするものでございます。

次に、第15号議案平成20年度介護保険事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定につきましては、歳出の主なものといたしまして、要介護、要支援者への介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費など保険給付費27億6,200万円、高齢者の生活を総合的に支援する地域支援事業費に6,800万円、その他総務費といたしまして職員の人件費等に1億1,400万円をそれぞれ計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしまして、歳出の保険給付費に対します国、県等の補助負担分といたしまして国庫支出金6億6,100万円、支払基金交付金8億6,200万円、県支出金4億1,100万円、市繰入金3億5,700万円を計上し、介護保険料における65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、介護保険法に定める第3期介護保険事業計画によりまして、平成20年度のサービス費等に充てるため5億5,200万円、その他職員給与等及び事務費といたしまして、一般会計からの繰入金1億1,100万円を計上いたしております。

以上によりまして、保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ29億5,837万円とするものでございます。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳出といたしまして、居宅介護支援事業費3,400万円、また、その歳出に充当する歳入といたしまして、サービス収入3,400万円を計上し、介護サービス事業勘定の予算を歳入歳出それぞれ3,400万円とするものでございます。

平成21年度は、3年ごとの介護保険法の見直しの年でありますことから、平成20年度中に、介護保険制度のさらなる充実のため、中間市の実情に即した第4期中間市高齢者総合保健福祉計画を策定いたします。

介護保険制度が発足し、早8年が経過し、制度の定着とともに高齢化が一層進み、サービスの利用が増えるものと見込まれることから、さらなる介護予防事業の充実を図り、今後とも事業計画の推進と制度の安定的な運営に鋭意努力してまいり所存でございます。

次に、第16号議案平成20年度中間市後期高齢者医療特別会計につきまして、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第49条の規定により設置するもので、国が進める医療制度改革の一つとして、平成20年度から創設される後期高齢者医療制度に基づく特別会計でございます。

歳出といたしましては、総務管理費に400万円、また市町村事務費負担金1,600万円、保険料負担金5億8,800万円とし、後期高齢者医療広域連合納付金6億400万円を計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料5億400万円、また事務費繰入金を2,100万円、保険基盤安定繰入金8,300万円といたしまして、一般会計繰入金1億400万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額は歳入歳出それぞれ6億899万円とするものでございます。

新たに始まる後期高齢者医療制度でございますけれども、高齢者が安心できる保険医療制度にするため、安定的な運営を確保するとともに、医療費の適正化に向けて福岡県後期高齢者広域連合とともに努力を重ねてまいり所存でございます。

次に、第17号議案平成20年度中間市水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

平成20年度の給水戸数は、中間市・遠賀町をあわせまして2万7,170戸と予定し、年間の総配水量を755万立方メートル、1日当たりの平均配水量を2万685立方メートルとして、年間有収水量、お金をいただく水量を680万2,550立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

水道事業収益は、１１億６,６５６万１,０００円を計上し、その主な収益は給水収益の１０億８,０００万円でございます。

また、水道事業費用につきましては、１１億５,２９２万円を計上いたしております。

その結果、平成２０年度は消費税を含めまして１,３００万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

資本的収入は、２億５,６３１万円を計上し、その主な収入といたしましては、負担金３,０００万円、企業債２億円、施設分担金２,２００万円でございます。

これに対しまして、資本的支出には、建設改良事業費、企業債償還元金等で５億３,２７０万２,０００円を計上いたしております。

その内容は、配水管の老朽化や県事業であります下水道工事等に伴う配水管の布設替工事を重点的に実施する予定でございます。

主な工事といたしましては、中間地区では、県道中間・引野線配水管布設替工事など１０件、また、遠賀地区では、国道３号線配水管布設替工事など８件で、総件数１８件を予定いたしております。

このことから、本年度の建設改良事業につきましては、総事業費３億４,９００万円をもちまして実施することといたしております。

なお、資本的収支の不足額でございます。２億７,６００万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額を補てんする予定でございます。

以上、平成２０年度中間市水道事業会計当初予算の概要でございます。

次に、第１８号議案平成２０年度中間市病院事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、第３条予算の収益的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

病院事業収益に２１億２,１９２万４,０００円を計上いたしております。このうち医業収益に２０億３,９００万円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、入院収益９億９,６００万円、外来収益９億８,６００万円、その他医業収益５,７００万円でございます。

また、医業外収益といたしまして８,２００万円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、他会計負担金１,８００万円、他会計補助金４,９００万円でございます。

次に、病院事業費用に２１億２,１９２万４,０００円を計上いたしております。その主なものといたしまして、給与費９億８,３００万円、材料費７億７,１００万円、経費２億９,０００万円、減価償却費４,１００万円でございます。

医業外費用といたしまして３,１００万円を計上いたしておりますが、その主なものといたしましては、支払利息の２,７００万円、特別損失３００万円を計上いたしております。

す。

続きまして、第4条予算の資本的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

資本的収入に6,647万9,000円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、固定資産整備企業債3,000万円、他会計負担金3,600万円でございます。

資本的支出に1億26万8,000円を計上いたしております。その主なものといたしまして、固定資産購入費4,000万円、企業債償還金6,000万円でございます。

なお、資本的収入及び支出の不足額3,400万円につきましては、損益勘定留保資金で全額補てんする予定といたしております。

以上、平成20年度当初予算の概要を申し上げます。どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております平成20年度各会計予算11件に対する質疑は、3月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第35. 意見書案第1号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第35、意見書案第1号を議題とし、提案理由の説明を求めます。上村武郎君。

○議員（13番 上村 武郎君）

ご指名によりまして、「道路整備に関する必要な財源の確保についての意見書案」の趣旨説明を行います。

道路は、地域の活性化はもとより、教育、医療、福祉などの生活環境の向上を図る上で最も基礎的な社会資本であります。

本市においても、国道はなく、県道の整備は一定程度進んでいるものの、なお多くの未整備部を残し、生活道路の未整備や通学路等の歩道の未設置など、質・量とも十分とはいえず、その整備は喫緊の課題となっています。

こうした中で、揮発油税の暫定税率が廃止されることなどにより道路財源が減少すれば、多くの地方公共団体が道路整備に遅れを生じ、住民生活の停滞が予想されます。

仮に、そのような事態になれば、本市においても道路の新設はおろか、着工中の整備も継続できないばかりか、最低限の維持・補修さえもできなくなるなど、道路整備事業は深刻な事態に陥ることになります。

以上のことから、次の項目について、国に早急を実施するよう強く要望いたします。一つ、地方の実情を十分把握し、道路整備を効果的かつ効率的に推進し、真に必要な道路整備が遅れることのないよう必要な予算を確保すること。一つ、地方道路整備臨時交付金及び国庫負担金については、より一層の弾力的・重点的運用が可能となるよう努めること。

以上、議員皆様のご賛同のほど、よろしくお願いして、説明を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

反対討論を行います。

この法律は10年間という限定があります。期限が来たならば廃止すべきです。そして、新しい状況のもと、新しい発想で、新しい法律をつくるべきと私は思います。自動的に延長するようなことは考えられません。また、文中に住民要望の最も大きいものは道路であるとありますが、今日では、まず少子高齢化社会に対する施策を充実させ、子育てや社会福祉、高齢者福祉に予算を重点的に使うべきだと思います。同時に、ガソリン料金を下げることによって経済活動は活発し、税収は伸びると思います。それに、我々庶民はガソリンが高いので困っております。とはいうものの、道路は人間の体でいえば血管に当たり、大変重要なものです。真に必要な道路は、むしろ積極的につくるべきだと私は思っています。しかし、道路予算が野球のグローブ購入や職員の慰安に使われたりと、本来の目的とは違う場合もあります。よって、道路整備のあり方をもう一度よく考えるべきだとの意見を沿えて反対討論いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号道路整備に関する必要な財源の確保についての意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第36. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第36、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において安田明美さん及び片岡誠二君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 安 田 明 美

議 員 片 岡 誠 二